調査対象物質	地方	地点 番号	調査地点	測定値			報告時
<b>响</b>	公共団体			検体1	検体2	検体3	検出下限値
[10] テトラフルオロエチレン	千葉県	1	市原岩崎西一般環境大気測定局(市原市)	2,100	1,600	2,300	20
初期環境調査·大気(単位:ng/m³)	静岡県	2	清水三保第一小学校(静岡市)	26	2,800	930	5.5
地点ベース検出頻度:4/10(欠測等:0)	名古屋市	3	千種区平和公園(名古屋市)	29	nd	nd	18
検体ベース検出頻度:8/30(欠測等:0)	京都府	4	京都府保健環境研究所(京都市)	nd	nd	nd	5.7
検出範囲:nd~2,800 検出下限値範囲:5.5~61	大阪府	5	地方独立行政法人大阪府環境農林水産総合 研究所(大阪市)	nd	68	98	5.6
検出下限値∶61		6	守口市第二一般環境大気測定局(守口市)	800	53	nd	5.6
要求検出下限値:2,200	兵庫県	7	たつの市役所(たつの市)	nd	nd	nd	5.8
	山口県	8	宮の前児童公園一般環境大気測定局(周南市)	nd	nd	nd	5.9
	北九州市	9	北九州観測局(北九州市)	nd	nd	nd	61
	宮崎県	10	新延岡自動車排出ガス測定局(延岡市)	nd	nd	nd	5.7

<sup>(</sup>注1)「検出頻度(地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数(欠則等は除く)を、

(注4) :参考値(調査対象物質ごとに統一して設定した「検出下限値」未満ではあるが、各地点ごとの調査精度に依存する「報告時検出下限値以上として定量的に検出された値であるため、参考として記載した。統計処理には数値としては用いていない)

<sup>「</sup>検出頻度(検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数(欠則等は除く)をそれぞれ意味する。

<sup>(</sup>注2)「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

<sup>(</sup>注3) nd:不検出